

少年犯罪の問題と少年法の厳罰化に関する考察

03K044 小野塚 由衣

はじめに

2000 年に少年法が改正された。しかし、少年法を改正し厳罰化しても、事件を起こしてしまう少年の背景には、何の問題があるのか。本稿では、現行の改正少年法制定に至る日本の少年法制の沿革を辿った上で、改正少年法から、罪を犯してしまう少年たちの背景と、問題解決の方向性について考えてみたい。

第1章：少年犯罪の現状と現行少年法の趣旨、目的

1 少年犯罪の現状

1951 年をピークとする第1の波は戦後の混乱期の中で、困窮がもたらした窃盗や非行が多くみられ、この時期には、少年だけでなく成人の犯罪も多かった。1954 年に非行検挙数は戦後最低になったが、翌年から再び増加し始め、1964 年に第2のピークを迎える。この頃は高度経済成長の時期で、社会構造が大きく変化し、物質的には豊かになったが、様々な社会的歪みが現れ、暴行・傷害・恐喝・強姦などの粗暴な非行が多く見られた。第3のピークは 1970 年後半から始まった。「校内暴力・家庭内暴力」の時代で、高度経済成長で「高学歴社会」や「校則の徹底」が確立した一方、偏差値と校則で息苦しさを覚えるようになった子供は、それはけ口を最も身近である存在である、家族、教師、友人に向けていくようになる。家族の中に対話がないと言われるようになり、子ども達の心の中に信頼・友情・思いやりといった社会性が育ちにくくなつた。イジメ・ザケは自分の学校内へと内向化し陰湿になり長期化・集団化するようになった。1980 年代になると、全国の中学校で校内暴力の嵐が吹き荒れ、「荒れる学校」と呼ばれるようになる。第4のピークは 1980 年代後半から現在までの「暴力と心理的圧迫による陰湿ないじめ」の時代である。バブル経済の時代を迎え、明けても暮れても日本中が金と豊かさを追い求め、伝統的な生活様式と価値観は一変した。こうした社会に感化された子供は善悪の判断がつかなくなり、テレビゲーム・携帯電話が普及するなかで、友達と遊び、人との交流を体験する時間も大きく損なわれ、生命を尊重する心が蝕まれていった。

2 現行少年法の趣旨、及び内容

少年犯罪は大人とは違った形で扱われ、その手続きの根幹となる部分を定めた法律を少年法という。これは違法行為を行った少年や、非行少年について手続きや処分等を決めたものである。現行少年法は、少年の人権の特殊性に照らした人権保障の強化、及び少年の健全育成の充実という目的から制定された。少年法第1条にもあるように、少年法は「少年の健全な育成」を目的とし、少年の保護・更正を理念としている。そして、罪を犯した少年を罰するよりも、反省して立ち直らせることを最優先としている。

健全育成の概念とは、次の 3 つから構成される

- ① 少年が将来、犯罪・非行を繰り返さないようにすること。
- ② 少年が抱えている問題を解決して、平均的ないし、人並みの状態に至らせること。
- ③ 少年が持つ、秘められた可能性を引き出し、個性豊かな人間として成長するように、配慮すること。

①～③は相互に独立しているのではなく、①の上に②が積み上げられ、さらにその上に③が積み

上げられる関係にある⁽¹⁾。

第2章：改正少年法をめぐる課題

1 改正少年法の内容

改正少年法では、当該少年の処遇について、主に次の2点が変更された。

① 少年事件の処分等の在り方の見直し

最近、少年の凶悪犯罪が相次ぐなど、少年犯罪の現状には深刻なものがある。罪を犯せば処罰されることで少年の模範意識を育て、社会生活における責任を自覚させる必要があることから、

- ・刑事処分が可能な年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げる。
- ・犯行時16歳以上の少年の、故意の犯行により、被害者を死亡させた事件について、原則として検察官に送致する「原則逆送制度」を導入する。

② 少年審判の事実認定手続きの適正化

家庭裁判所において、少年に適切な処分を行うのに、裁判に必要な的確な事実認定を行う事が必要だ。事実認定に対する国民の信頼を確保する必要があることから、

- ・少年審判でも3人の裁判官による合議制度(裁定合議制度)ができるようとする。
- ・少年審判に検察官が関与できるようとする。
- ・少年審判の間、少年を鑑別所に収容する看護措置期間を延長する。

2 問題点

少年犯罪全体としては、減少傾向にあるというものの、少年の人権の特殊性を十分に考慮しない厳罰化が目指され、殺人・強盗・強姦・放火の凶悪犯罪は逆に増加している⁽²⁾。

(1) 少年犯罪の背景の分析

a：非行少年のパターン

① 過剰抑圧型

外見上は問題のない家庭でも、親の養育態度が厳しすぎると、子供は自分の欲求や感情などの自分の思いを強く抑圧してしまう。彼らは表面上では「良い子」だが、心の中では強い葛藤や緊張を持っている。そのために、小さな非行を繰り返すこともある。優等生の凶悪犯罪として世間の注目を集めるタイプである。

② 社会化されていない攻撃型

問題の多い家庭の中で親に拒否・放任・虐待されて育つと、欲求不満の高い子どもになる。彼らは攻撃型で不信感が強く、温かな人間関係を持つ事ができない。様々な非行を繰り返す伝統的なツッパリ型の非行少年である。不良グループの中では、人間関係を作ることができる、社会化された非行型もあり、彼らは集団で非行に走る。

b：非行少年と家族

① 母性的世話の欠如

乳幼児期に母的な愛情を受けることは非常に重要なことだ。人は愛情や承認という土台がないと、自らの衝動をコントロールできない。非行少年は、親からの愛情を充分に受けなかったため、何歳になっても親の愛

を求めている。これは単純に母親を責めることはできない。何故なら、親自身に乳幼児期の依存欲求が満たされてない、という葛藤があるからである。そのために子どもを愛する事が出来ず、また適切な制限を加えることが出来ない。

② 父性的厳しさの欠如

溺愛され我慢するという自己規制の訓練を受けず、成長した少年は、思春期になって悩み始める。幼い時と違い、親は規制や処罰を加えようとする。子どもはそれに反発し、親はさらに圧力を強める。こうして親子関係が悪くなり、非行化することもある。父性的しつけを受けないと、強い自我が育たなくなる。本気で叱られないことに不満を感じる場合もある。それは、愛されてないと感じ、子どもは無意識のために叱られる事を求め、非行に走ることもある。

③ 行動化

非行少年たちは衝動や心の葛藤を言葉で表現することが苦手で、行動で表現してしまう。非行は、少年たちが心に抱えた問題を外に表現された「SOS信号」と見ることもできる。

(2) 厳罰化

近年の14歳、15歳の凶悪犯罪が後を絶たないことを鑑み、改正少年法は、罪を犯せば処罰されることをこの年齢層にも明示し、社会生活における責任を自覚させ、健全な成長を図ることを目的としている。

改正により故意の行為で人を死亡させる重大な罪を犯した場合、少年でも刑事処分の対象になる原則が示された。これは何物にも代え難い人命を尊重するという基本的な考えを明らかにし、少年に自覚と自制を求めることに繋がると考えられる。少年に社会生活上、必要な最小限の規範(判断・行為等の基準となるもの)意識を持たせることに役立ち、その意味で少年犯罪を防止するちょっとした助けになると考えられる。しかし、少年犯罪の状況を見て、確かに犯罪件数は減少しているが凶悪犯罪が増加しているのは言うまでもなく、犯罪抑止になってないといつても過言ではない。

(3) 犯罪者の処遇をめぐる問題

犯罪の年齢低下に対処するため、法務省は2004年8月24日に刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の触法少年について、少年院への収容を可能にした。しかし、全国の少年院の約3割は定員超過⁽³⁾で、少年を収容している。少年院送致が増えたため、施設側から「少年たちの心のケアまで手が回らない。」という声も上がっている。面会に訪れる保護者の近くに少年を収容するという原則のため、収容状況に余裕のある施設へ移す事は出来ない。

第3章：事例

(1) 少年法改正議論を起こした事件 — 1993年1月13日 山形県新庄市マット死事件

新庄市明倫中学校の体育館で、用具室に立て巻いてあったマットに逆さまに突っ込まれた形で同中学1年生の児玉有平君の死体が発見された。当初は事件の背後にある子供の「いじめ」体質が調査されていたが、しばらくすると、事件の「真相」が雲散霧消してしまった。事件の近傍に位置する人たちからは、聞き取りを拒否され、結果として調査対象はもっぱら事件に関わっていない近隣の大人たちとなってしまった。事件に対し「あそこの育て方なら当然」という近所の主婦の声もあった。「遊んでいただけだ。」という少年達を弁護する近所の主婦は、有平君の死を「飼っていた虫をうっかり死なせたようなものだ。」という。

イジメのエスカレートにより、死に至らしめた彼らは、温かな人間関係を持つことが出来ない社会化された非行型の可能性がある。

(2) 直接、少年法改正の契機となった事件 — 1997年2月10日 兵庫県神戸児童連続殺傷事件

1997年5月24日、神戸市の小学6年生の土師敦君(11)が祖父の家に行ってくるといったきり夜になつても帰つて来ず、保護者から警察に捜索願が出された。3日後の午前6時40分頃、神戸市立友が丘中学校の正門で、管理人が子供の頭部が立て掛けられているのを発見し警察に報告した。警察の調べにより、頭部は捜索願の出されていた敦君のものであることがわかつた。口にはメッセージが挟まれており、殺人を楽しむかのような内容が書かれていた。敦君を殺害した少年は、頭が良く、「偏差値」や、「いい学校」などのプレッシャーに耐えられず、常に緊張している環境にいたところから見れば、過剰抑圧型と言えるが、「自分をわかつてくれない」状況に陥つたところからみれば、行動化の可能性も少なくない。

(3) 少年法改正前後—2000年5月3日 佐賀バスジャック事件

福岡県で高速バスが刃物をもつた若い男に乗つ取られ、乗客5人が死傷した。広島県警は停車中のバスに捜査員を突入させ、無職の少年(17歳)を現行犯逮捕した。

優等生だったこの少年は、第一希望の高校に入れなかつた事に挫折を覚え、心に大きな傷を負つてしまつた。この少年は、過剰抑圧型といえる。

(4) 少年法改正後

a, 2003年7月1日 長崎幼児殺害事件

市内にある家電量販店のゲームソフトコーナーに1人でいた種元駿ちゃん(4歳)が、男子中学生(12歳)に誘拐された後、立体駐車場の屋上から突き落とされた。屋上の防犯カメラに気づいて動転し、逃走の邪魔になると考え、突き落としたとしている。

事件当日、帰宅が遅くなり母親に怒られるのを恐れ緊張状態にあり、性的関心から園児への暴行を思いつき、衝動的行動に出やすい資質と共感性の乏しさが本件の行為に結びついた。家裁は少年の処遇理由の中、親子関係が少年の非行に与えた影響は大きく、両親に事件や家庭問題を真剣に考え、遺族にも謝罪する必要があるとした。

この事件は神戸児童連続殺傷事件と類似しており、少年の精神の異常は家庭の環境からきていることがわかつた。この少年は社会化されてない攻撃型と、いえるのではないだろうか。

b, 2004年6月1日 長崎佐世保市同級生殺人事件

佐世保市の大久保小学校で、小学6年生の御手洗怜美さん(12歳)が同級生の女児(11歳)にカッターナイフで首や手の甲を切られ、出血多量で死亡した。

15日、家裁送致された女児は、児童自立支援施設に送致され、行動の自由を制限できる強制措置を2年間取れるとする保護処分を決めた。審判の結果、女児は障害とは判断されないものの、情緒面等に問題があり、両親が積極的に関わらなかつた事で、対人関係や社会性が未熟なまま成長したとしている。

表面上「いい子」を演じていた点では、長崎幼児殺人事件と重なることがわかつた。この少女は過剰抑圧型といえる。

第4章：検討

(1) 非行少年のパターン

非行少年達の背景をみて分かるように、罪を犯してしまう少年だけではなく、少年を取り巻くあらゆる環境にも問題がある。家庭の問題など抱えてしまえば、それは少年にとってストレスになり、プレッシャーを与えてしまう。少年は、感情抑制ができずに、暴力的な手段での解消を求める傾向にある。親にしても、虐待されて育った人は、子供に愛情を注いであげることが出来るのかと言えば、それは難しい事だろう。

そして、凶悪犯罪を起こしてしまう少年達の複雑な心理状況に気づく事は、難しいことだ。しかし、彼らの置かれている環境に、目を配る事で少しあは解決されるのではないかだろうか。少なからず、少年、環境の変化に気がつくことが出来るだろう。凶悪犯罪を引き起こしてしまう少年たちは、社会からは当然のように白い目が向けられる。しかし、こういう少年たちも被害者といえるのではないかだろうか。心の問題を解決することの出来ない環境の中、日々、誰にも相談出来ずに暮している。そんな少年たちが、何事も無く穩便に暮そうとすればするほど、彼らは心を抑圧し、更に悪化させた心理状態に陥るだろう。

社会はまず、少年たちの環境や、少年の状態に注意を向け、小さな変化に気づける様な社会環境を作っていくべきではないだろうか。

(2) 厳罰化

これまでの検証からも厳罰化することにより、凶悪犯罪の防止になるとはいいくらいことは明らかである。法を改正して厳罰化しても、少年達の声に耳を傾けなければ犯罪は減少しないのではないか。罪を犯す少年の中には問題があり、それを解決できないから事件を起こすのだと思う。少年の問題を、事を起こす前に解決すれば、事件も起きず、少年の問題も解決される。そのためには、周囲の人間が少年に対して愛情を注ぎ、問題に気づけるような関係を築くべきだと思う。それは大変な事で、時間もかかると思う。しかし、少年が抱える問題に、いち早く気づいてあげられる様な人間関係を持ってもらいたい。

(3) 犯罪者の処遇をめぐる問題

少年犯罪は全体的に減る傾向にはなっているが、事件が凶悪化しているために、少年院で更生が必要とする家裁の判断が増えている。家裁がより厳しい判断をする傾向が強くなっているため、少年院は定員超過になっている。凶悪犯罪が増えているから仕方ないと思うが、少年院の職員や定員にも限度があり、少年達をより効果的に更生させるためには、早急に環境を整えるべきである。職員が少年達の細かい心のケアができる現状に照らして、職員の増員をしたり、対応をより積極的にとるべきである。少年たちの貴重な更生する機会を無駄にしてはならない。

むすびにかえて

少年が送致された事件について家庭裁判所調査官は、非行事実が認定された後、その少年の問題点を探す。少年の立ち直りなどに最も適した処遇を選択し、最終的に少年の処分を判断する裁判官の判断の元となる資料(少年調査票)を作成する。調査票の作成にあたっては、少年や保護者、そして周囲の人間関係を把握できるような参考となる人々に直接会ったり、書面で照会をするとなど、様々な活動をしている。これが「調査」で、少年事件を担当する少年係の家庭裁判所調査官の最も大きな部分を占める仕事になる。少年審判は、その殆どが最終的な結果を少年に伝え(告知)終了となる。その中で、改正少年法第25条に基づく家庭裁判所調査官によ

る観察の決定がなされると、少年たちは処分が保留されたまま、一旦審理を終えることになる。これを試験観察決定と言い、言ってみれば「何もしない宇宙ぶらりん」の状態に少年たちをわざと置くのだ。現在はおおむね3ヶ月の期間がこれにあてられ、その中で家庭裁判所に定期的に通わせる等しながら、少年たちの生活態度を見極める。その分、面接の回数もグンと増え、調査官としても腰を落ちさせて少年の状況把握をすることが可能となる。多くの場合、3ヶ月の後半で審判の期日が伝えられ、そこまでの状況を調査官が「試験観察経過報告書」にまとめて裁判官が終局決定を出すことになる。

家裁調査官は、家庭裁判所で取り扱う少年事件で、犯した事実の重大さを踏まえながら、非行の動機・非行に至った背景・親子関係・友人関係などの実情を調査し、個々の少年に適した教育的な処遇の在り方を検討する。裁判官からの調査命令により調査を始めたら、裁判官にとって審判・調停に役に立つような調査ができるか、またどれほど当事者や少年の抱えている問題解決に助けとなるような調査ができるかは家裁調査官の力にかかっている。家裁調査官としての知識と技能と経験を駆使して、より有効な調査のあり方について創意工夫を凝らしながらケースに対し積極的に取り組む姿勢が求められることになる。そして、家庭裁判所の裁判官を人間関係諸学科の側面から補佐する役目を担っている。

しかし、ときには少年が無罪を主張したり、当事者が調査を拒否したり、様々な問題が障害となって調査が行き詰ることもあるれば、裁判官の法律的な見解を踏まえた上で調査の進め方を検討しなければならないこともある。この場合、速やかに裁判官に相談し、今後の調査方針について指示を仰ぐことになる。

そして問題なのは、少年法「改正」に伴い、少年係の調査官は重大事件でのより緻密で充実した調査を要求され、被害者との対応にも心を碎かなければならぬ。また、一人一人の非行少年により時間をかけて指導をすることも重要である。少年係、家事係を問わず、現場では残業、自宅への持ち帰り仕事、休日出勤が常態化している状況であり、全国で年間に5名ほどの増員では、拡大され続けてきた家庭裁判所調査官の業務負担に全く対処できていない。大幅な増員が急務である⁽⁴⁾。

少年事件を減らすためには、大人は子供を理解しなければ、いくら少年法を厳罰化しても意味がないように感じた。

何故こんなにも少年犯罪が増えたのか、不景気であるここ何年かで共働きの家庭が出てきたが、私にはこれも少年達にとって、問題の一つではないかと思う。一番身近にいるはずの親との会話は少くなり、家庭内でのズレが生じてしまう。子供にしてみれば、身近にいて安心できる「親」という存在がどれほど大きなものか。親との会話がなくなれば、孤独になり寂しくなる。親から必要とされてないと感じる子供もいるだろう。親が遠い存在に感じ、不安が募ってくれば、子供はそれを心の中で抱えこんでしまう。「子供のために」親は働くが、子供としては親との時間を過ごす事を望んでいるのではないか。私には、寂しさから事件を起こし、「少しでも親に注目してもらいたい。」という心の訴えにも捉えることができた。

根本的に、14歳くらいの子供が少年法の存在とその内容を知っているのかは疑問もある。私は、あまり興味を持っていないと感じる。これでは、いくら厳罰化をしても、あまり事態は変わらないだろう。少年事件を未然に防ぐとしたら、それは厳罰化をした少年法を子供達に与えるのではなく、愛情を注ぎ、守ってあげる事が重要であると考える。

註

- (1) 「社会学的妄想力」 <http://www2s.biglobe.ne.jp/~isaoya/kenzen.htm> (last visited on 10 January, 2007)
- (2) 「少年犯罪と少年法を考える」 <http://homepage1.nifty.com/nik/shonen2.htm> (last visited on 10 January, 2007)
- (3) 法務省矯正局によると 2001年4月末、全国の少年院53施設のうち定員超過で少年を収容しているのは15ヶ所。
- (4) 今まで地方裁判所で審理されていた離婚などの裁判が、家庭裁判所で審理されるようになり、最高裁当局は、家庭裁判所調査官の全体の定員を増やすことに少年係から家事係へ人員をシフトするという少年軽視とも思える姿勢を示している。家事係においては、さらなる業務の拡大が予想され、それに伴い、さらに人員が少年から家事へシフトされるのではないかと危惧される。

(卒業論文指導教員 藤本 晃嗣)